

内部者申告手続きについて

コイネージ株式会社

内部者にあたるお客様には、通常の口座開設の手続きに加えて当社がご依頼する情報の申告が必要となります。下記「1.内部者の定義」に則り、いずれかに該当する方は「2. 内部者申告の手続き」をご確認の上お手続きをお願い致します。

また、口座申込時には内部者に該当しなかったものの、ある時点より新たに該当することとなった場合も、2. の手続きに従い速やかに申告をお願い致します。正確な情報を申告頂けない場合、口座開設を承諾しない、もしくは当社が提供するサービスの利用の全部または一部を停止するなどの措置をとる場合があります。

1. 内部者の定義

当社において「内部者」とは以下の各号のいずれかに該当するものを意味します。

- (1) 当社が取り扱う暗号資産の発行者及び管理者
- (2) (1)の者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める意味をいう。）
- (3) (1)および(2)に掲げる者の主要株主（発行済み株式総数の10%以上を保有する株主をいう。）
- (4) (1)および(2)に掲げる者の役員
- (5) (4)に掲げる者でなくなった後1年以内の者
- (6) (4)に掲げる者の配偶者及び同居者
- (7) (1)および(2)に掲げる者の従業者
- (8) 暗号資産交換業者の主要株主および役職員（契約社員、派遣社員等非正規社員も含む）

2. 内部者申告の手続き

上記の内部者の定義に該当する方はホームページの「お問い合わせフォーム」より、以下の情報の申告をお願い致します。「お問い合わせフォーム」は、ホームページ最下部のメニューの「サポート」からアクセス頂けます。

【申告内容】

- ① 氏名
- ② 上記定義のどの番号に該当するか
- ③ 内部者に該当する暗号資産・団体・企業の名称または暗号資産交換業者の名称
- ④ 役職名

以上